

鶴丸城御楼門建設協議会

設立総会

平成27年2月18日(水)

鹿児島県庁行政庁舎 10-総-1会議室

鶴丸城御楼門に係る経過報告

平成24年 3月 「鹿児島(鶴丸)城跡『御楼門』復元調査研究報告書」
(県建築士会発行)

平成24年9月7日 経済同友会地域活性化委員会「鹿児島城(鶴丸城)御楼門復元に向けての検討会(産学官)」設置の提言

平成24年10月31日 第1回御楼門復元検討委員会開催

平成25年 4月22日 「鹿児島城(鶴丸城)御楼門(城門)復元に向けた方向性の提言」(復元検討委員会発表)

○ 明治維新150周年に向けた動きとして、経済界や個人による募金などを財源とする民間主導による御楼門復元計画について、次のとおりの提言が発表された。

[提言の内容]

- ① 県建築士会の試算を基に、建築費用を7億5千万円と見込み、その半分以上の4億5千万円を民間で賄うこと。
- ② 寄附金募金については、民間主導で実行委員会を立ち上げ活動すること。
- ③ 募金活動における信頼性と透明性の確保や税制上の優遇措置の観点から、行政に募金口座を設け募金活動を行うことが望ましいこと

平成25年 9月 9日 第1回御楼門復元実行委員会(委員長:玉川文生)

平成25年12月 1日 法人の寄附金受付開始

平成26年 1月20日 個人の寄附金受付開始

平成26年 3月14日 鶴丸城楼門復元協力寄附金基金条例制定

- 鶴丸城の楼門を復元するために寄附された鶴丸城楼門復元協力寄附金を適正に管理し、これを活用して楼門の復元に必要な経費の財源に充てることを目的として「鶴丸城楼門復元協力寄附金基金」を設置

平成26年 7月末 寄附金の県収納額が目標の4億5千万円を超える。

平成26年 9月 9日 福岡市で楼門復元プロジェクト応援セミナー開催
(九州経済調査協会・復元実行委員会等共催、
県及び鹿児島市後援)

平成26年 9月22日 復元実行委員会から県及び鹿児島市に御楼門建設のための建設主体等への協力について要請

平成27年 2月 県及び鹿児島市は、建設費用の一部について平成26年度補正予算案に計上

鶴丸城御楼門建設協議会設立趣意書（案）

鶴丸城は、慶長6年（1601年）に島津家第18代当主家久が建設に着手した島津氏の居城で、本丸・二の丸、下屋敷が並び、本丸の大手門である御楼門がありましたが、明治6年（1873年）の火災で居館とともに焼失しました。

これまで、御楼門については、観光振興の面から復元したらどうかという意見、完全復元でなければ意味がないとするもの、今のままで歴史的に意義があるとする意見など、さまざまな意見があったところです。

このような中、平成25年4月に、鹿児島経済同友会を中心とする御楼門復元検討委員会から、経済界や個人による募金などを大きな財源とする民間主導による復元計画を盛り込んだ提言がなされ、その後、発足した鶴丸城御楼門復元実行委員会が建設費用として4億5千万円を目標に募金活動を行っていますが、既に目標額を上回る寄附金が寄せられています。

今回の取組は、民間が主導する新たな官民連携の一つのモデルであり、また、歴史、文化、建築技術の継承などのほか、新たな観光拠点としても意義あるものです。

また、御楼門は、文化施設等が集積する歴史・文化ゾーンの充実や、回遊性の向上等に寄与すると期待されており、鹿児島の新しいシンボルとなり得るものと考えます。

このようなことから、民間が主導する新たな官民連携の事業として、御楼門の建設に取り組むこととし、ここに「鶴丸城御楼門建設協議会」を設立いたします。

鶴丸城御楼門建設協議会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、鶴丸城御楼門建設協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、鶴丸城の御楼門（以下「御楼門」という。）を建設することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、関係法令の諸手続き及び建設に必要な事業を行う。

第2章 組織

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）監 事 2名

2 会長は、鹿児島県知事をもって充てる。

3 副会長は、鶴丸城御楼門復元実行委員会委員長をもって充てる。

4 監事は、鹿児島県会計管理者（兼）出納局長及び鶴丸城御楼門復元実行委員会委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。

（役員職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、その職務の一部を代理することができる。

3 監事は、協議会の会計その他の事務を監査する。

（顧問）

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が指名する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

（任期）

第8条 委員、役員、顧問の任期は、委嘱の日から第16条の規定により協議会が解散する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び役員は、就任時の役職を離れた場合は、原則として、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会議

（総会）

第9条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長をもって充てる。
なお、会長の指名により副会長をもって充てることができる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、御楼門建設に係る重要な事項
- 4 総会は、委員及び役員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に表決を委任し、又は書面によって表決することができる。この場合、前項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案について書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認める場合は、委員及び役員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第10条 協議会の運営、事業の実施等を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成、運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会を招集するいとまのないときは、緊急を要する事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第13条 協議会の経費は、寄附金、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 監事は、協議会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

- 2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第16条 協議会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第17条 前条の規定により協議会が解散した場合において、その残余財産は、鹿児島県に帰属するものとする。

第8章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成27年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成27年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

| 所属団体及び役職名 | | 氏名 |
|---|-----|--------|
| 鹿児島県知事 | 会長 | 伊藤 祐一郎 |
| 鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員長 鹿児島経済同友会 代表幹事 | 副会長 | 玉川 文生 |
| 鹿児島県総務部県民生活局長 | | 岩切 剛志 |
| 鹿児島県教育庁教育次長 | | 田崎 寛二 |
| 鹿児島県土木部建築技監 | | 西菌 幸弘 |
| 鹿児島商工会議所 副会頭 鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員 | | 淵本 逸雄 |
| 鹿児島経済同友会 代表幹事 鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員・法人寄付部会長 | | 永田 文治 |
| 鹿児島県中小企業団体中央会 副会長 鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長 | | 下園 廣一 |
| 鹿児島県会計管理者(兼)出納局長 | 監事 | 田中 健吾 |
| 鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長 鹿児島経済同友会 副代表幹事 | 監事 | 藤安 秀一 |